

軽自動車税の税額が変わります

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

地方税法の改正に伴い、平成28年度から軽自動車税の税額が変わります。

車種区分		総排気量	税額
原動機付自転車	50cc以下		2,000円
	90cc以下		2,000円
	125cc以下		2,400円
ミニカー	50cc以下		3,700円
二輪トレーラー	250cc以下		3,600円
小型二輪	250ccを超えるもの		6,000円
小型特殊	農耕用	時速35km未満	2,400円
	その他	時速15km以下	5,900円

車種区分 (三輪以上)	税額			
	※①初度検査により適用される税額が次のとおり異なります	初度検査が平成27年3月31日以前で、初度検査から13年を超えるまで	初度検査が平成27年4月1日以降で、初度検査から13年を超えるまで	初度検査から13年を超える車両 ※②重課税額
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円

※①初度検査とは、軽自動車検査協会で新車として登録する際に初めて受ける検査をいい、「初度検査年月」として自動車検査証(車検証)に記載されています。

※②重課税額とは、「税制グリーン化(注)」により制定された税額です。初度検査を受けた日から13年を超える古い車両が対象で、標準税率の概ね20%が重課されます。

(注)「税制グリーン化」とは、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)による環境汚染や地球温暖化が進展する中、自動車環境に大きな影響を与えていることを踏まえ、環境負荷の大きい自動車には税率を重く(重課)し、環境負荷の小さい自動車には税率を軽く(軽課)するものです。

(参考)平成28年度の重課税の対象は、平成14年12月31日以前に初度検査を受けた車両になります。

■エコカー減税(軽課)について ※平成28年度のみ

上記の「税制グリーン化」により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初度検査を受けた車両で、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷が少ない軽自動車の税額が軽減されます。

※エコカー減税(軽課)は検査情報をもとに適用しますので、申請などの手続きは不要です。

車種区分	電気自動車 天然ガス自動車 燃料電池自動車 (1)	税額		
		ガソリン車・ハイブリッド車(2)	(3)	(4)
三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	貨物営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	貨物自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	乗用営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	乗用自家用	2,700円	5,400円	8,100円

(1) 電気自動車・天然ガス軽自動車については、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物低減達成車

(2) ガソリン車・ハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る

(3) 貨物：平成27年度燃費基準値より+35%以上達成車 乗用：平成32年度燃費基準値より+20%以上達成車

(4) 貨物：平成27年度燃費基準値より+15%以上達成車 乗用：平成32年度燃費基準値達成車

◎町のホームページにも情報を掲載しています。



3月27日(日)は、任期満了に伴う熊本県知事選挙の投票日です。県政を託す、私たちの代表を決める大切な選挙です。未来を築く貴重な一票を投票しましょう。

熊本県知事選挙 投票日 3月27日

- 投票時間 午前7時～午後7時 大津町では投票時間を繰り上げています。ご注意ください。
- 投票方法 記号式(投票用紙に印刷された候補者氏名にスタンプで○をつけてください)。
- 投票所 県知事選挙の前に届く入場券(ハガキ)でご確認ください。

投票区	投票所	行政区
第1投票区	内牧地区集会所	内牧
第2投票区	大津東小学校体育館 ミーティングルーム	外牧、錦野、瀬田、大林
第3投票区	岩坂公民館	岩坂
第4投票区	森公民館	鳥子川、吹田、森
第5投票区	大津南小学校体育館	上陣内、中陣内、下陣内、鍛冶、町、下町、中島、灰塚
第6投票区	大津町中央公民館	立石、上鶴、上鶴南、中学通り、引水、引水東
第7投票区	町民交流施設 (オークスプラザ)	駅通・室東、室西の一部、新、後迫、上大津、西嶽、水源町・西窪、松古閑・塘町、中央
第8投票区	室小学校体育館	染善、日吉が丘、室北、室西、北出口、あけぼの

投票区	投票所	行政区
第9投票区	美咲野小学校体育館	美咲野
第10投票区	高尾野公民館	高尾野、新小屋
第11投票区	大津北小学校体育館	下猿渡、御所原、多々良、馬場、宮本、仮宿、米山
第12投票区	野外活動等 研修センター	古城、真木
第13投票区	矢護川コミュニティ センター	御願所、上中、下中、片俣、護東
第14投票区	護川小学校体育館	上猿渡、小林、今村、杉下、杉上、上の原
第15投票区	人権啓発福祉センター	源場、つつじ台、桜丘
第16投票区	大津東区コミュニ ティセンター	大津東

※町選挙管理委員会では、投票区の見直しを行い、平成27年4月の県議選挙から17カ所あった投票区を16カ所に再編しました。ご理解とご協力をお願いします。

投票日に仕事や旅行などにより投票所に行けない人は、期日前投票・不在者投票ができます。

- 投票日に仕事や旅行、地域行事などで投票所に行けない人
→期日前投票ができます。
 - 仕事などで選挙期間中に町外に滞在している人で、期日前投票にも行けない人
→滞在先の市区町村で不在者投票ができます。
 - 病院に入院中や施設に入居中の人
→入院先や入所先などが指定病院(施設)の場合は、そちらで不在者投票ができます。
 - 障害などがあり、投票所に行けない人
→身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人で一定の障害のある人、または介護保険の要介護者で要介護5の認定を受けている人は、郵便などによる不在者投票ができます。
- 期間 3月11日(金)～26日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 投票方法 記名式(投票用紙に候補者一人の氏名を書く)
※投票日当日とは方法が違います。
- 投票場所 町民交流施設(オークスプラザ:役場南側建物)
- 問い合わせ
町選挙管理委員会
(役場総務課内)
☎096(293)3111